

64歳以下の新型コロナウイルスワクチンの予約を開始します

町では、町民の皆様が円滑に新型コロナウイルスワクチン接種を受けることができるよう、順次予約を開始します。

▶接種の優先順位

- ・65歳以上の未接種者
- ・16～64歳の基礎疾患を有する方
- ・町内高齢者施設等の従事者

- ・町内勤務の保育・教職員
- ・55歳～64歳の方
- ・54歳以下の方
- ▶**接種費用** 無料
- ▶**接種方法・会場**
 - ・集団接種 町民センター
 - ・個別接種 千葉内科医院 (☎852・2235)

集団接種 町の接種会場（町民センター）で受ける場合

▶予約受付期間と対象者

- ・65歳以上の未接種の方 7月5日(月)～8日(木)
- ・基礎疾患を有する方 7月5日(月)、6日(火)
- ・55歳～64歳の方 7月7日(水)、8日(木)

▶予約時に必要なもの

接種券（10桁の券番号と氏名・生年月日等の個人情報が必要）

▶予約方法

- ・電話 **予約専用ダイヤル 0570・666・764**
(平日午前9時～午後4時)
※ウェブ予約に偏らないよう、電話予約枠を設けてます。
- ・ウェブ (24時間受付・受付初日は午前9時から)

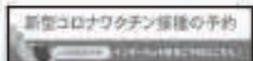
●スマートフォンから申し込む場合

右のQRコードから予約してください。



●パソコンから申し込む場合

町ホームページ「暮らし」トップページにあるバナーをクリックし、予約してください。



※家族による代理予約も可能です。
※65歳以上の方で送迎バスの利用を希望される方は、あわせてお申し込みください。

▶接種日程

- ・接種日（1回目） 7月27日(火)～31日(土)
8月10日(火)、11日(水)

●接種日当日の受付時間

- ・平日 午後2時30分、午後3時、午後3時30分
午後4時、午後4時30分
- ・土曜日 午前8時30分、午前9時、午前9時30分
午前10時、午前10時30分、午前11時
午前11時30分

●接種当日の持ち物

接種券（クーポン券）、予診票（自宅で記入してください）、身分証明書（健康保険証等）、お薬手帳（お持ちの方）

※2回目の接種予約は不要です（1回目の予約をした時点で3週間後の同じ曜日・時間帯に自動的に予約されます）。

新型コロナウイルス感染症が心配なとき 発熱などの症状がある場合は かかりつけ医に電話でご相談ください

発熱等の症状が生じた場合は、以下のとおり受診・相談してください。

●発熱等の症状が生じた場合

かかりつけ医に電話で相談してください。

●以下の①～⑥に当てはまる場合

あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）に相談してください。

- ①発熱等の症状が生じ、かかりつけ医がない場合
- ②相談する医療機関に迷う場合
- ③かかりつけ医が休診の場合

④新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている場合

⑤厚生労働省の接触確認アプリ（略称：COCOA）から通知があった場合

⑥秋田県版新型コロナ安心システム（新型コロナ対策パーソナルサポート）[LINE] から通知があった場合

▶あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号

- ☎018・866・7050（24時間受付）
- ☎018・895・9176（8：00～17：00受付）
- ☎0570・011・567（8：00～17：00受付）

◆秋田県版
新型コロナ
安心システム



◆接触確認アプリ
COCOA



個別接種（医療機関で受ける場合）

●町内で接種を受けられる医療機関

千葉内科医院 (☎852・2235)

▶予約受付期間と対象者

- ・65歳以上の未接種の方 7月3日(出)、4日(日)、
10日(出)、11日(日)
- ・基礎疾患を有する方（千葉内科医院の通院者優先）
7月3日(出)、4日(日)
- ・60歳～64歳の方 7月10日(出)、11日(日)

▶**予約方法** 予約日の午後2時～午後4時に千葉内科医院窓口においでください。

▶**接種日**（1回目） 7月18日(日)～8月10日(火)

▶接種当日の持ち物

接種券（クーポン券）、予診票・予約時にお渡しする確認書（いずれも自宅で記入してください）、身分証明書（健康保険証等）、お薬手帳（お持ちの方）

●町外でワクチン接種を受けられる方（申請は不要）

- ・町外の病院に入院されている方
- ・町外の施設に入所されている方
- ・基礎疾患の治療を町外の医療機関で行っている方が主治医のもとで接種する場合
- ・国または都道府県の設置する大規模接種会場で接種を受ける場合 など

●申請を行うことにより、町外でワクチン接種を受けられる方

- ・住民票は五城目町にあるが、お住まいが異なる方（里帰り中の妊産婦、単身赴任者、遠方に住んでいる学生 など）

接種には、接種券に加え、医療機関が所在する市町村が発行する「住所地外接種届出済証」が必要です。申請方法については、各市町村にお問い合わせください。

接種を受けられる医療機関等については、接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」でご確認ください。



ワクチン接種にあたっての注意点

- ワクチンは上腕の三頭筋に注射するため、肩を出しやすい服装でお越しください。
- 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかに発熱がある場合や体調が悪い場合などは接種を控え、予約先に連絡してください。
- 接種券は2回分の接種券（クーポン券）と予防接種済証が1枚になっています。毎回、切り離さずに台紙ごとご持参ください。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、食費等の増加による経済的負担が多くなっている低所得の子育て世帯の生活を支援することを目的に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

▶支給対象者

- 次の①②の両方に当てはまる方
- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▶**支給額** 児童1人当たり 5万円

▶支給方法

- ・令和3年4月分の児童手当受給者で住民税非課税の方
申請は必要ありません。7月上旬に児童手当を支給している口座に振り込みます。
- ・上記以外の方
申請が必要です。町ホームページまたは健康福祉課窓口にある申請書類をご記入の上、必要書類とともに提出してください。
※児童扶養手当受給者（低所得のひとり親世帯）の給付金は、5月に県から支給されています。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5128)